

貸与物品の利用条件

- 1 本申請により貸与物品を借り受けた者(以下「利用者」という。)はその貸与を受けた時から貸付物品について保管管理などの義務を負うものとする。
- 2 貸与物品の利用にあたっては、利用者は次に掲げる行為を遵守すること。
 - (1) 貸与物品を、学校が認めた家庭学習以外の目的で使用しないこと。
 - (2) 貸与物品に、家庭学習に必要な以外のソフト、アプリをインストールしないこと。
 - (3) 家庭学習に関係のないWebサイトの閲覧は行わないこと。
 - (4) 貸与物品の使用に係るID、パスワード等の情報を他者に漏らさないこと。
 - (5) 貸与物品を、他者に使用させ、又は転貸しないこと。
 - (6) 貸与物品を、売却し、廃棄し、又は故意に破損しないこと。
 - (7) 貸与物品を利用して、他者に対し被害や悪影響を与えないこと。
 - (8) 各学校が別に定める規程等に反する行為を行わないこと
- 3 家庭に持ち帰った場合の充電に係る電気代や通信費は、利用者の負担とする。
- 4 利用者は貸与物品を破損したとき又は貸与物品を紛失したときは、速やかに学校に連絡し、指示に従うものとする。また、必要に応じて報告書を提出しなければならない。
- 5 利用者は、貸与期間終了日までに、貸与物品を返却しなければならない。なお、貸与期間中であっても、学校が必要と認める場合は、利用者に貸与物品の返却を命じることができる。
- 6 利用者が、貸与物品を破損または紛失した場合は、貸与物品に係る実費を弁償する。
- 7 利用者は、貸与対象者の要件である、田原本町立小学校・中学校に在籍ではなくなった場合は、貸与物品を速やかに返却しなければならない。
- 8 利用者は、学校から貸与物品の利用に当たって別途指示があった場合は従うものとする。